

そのせき、もしかしたら結核かも



結核は依然として日本における重大な慢性感染症です。

現在、国内では結核の集団感染の発生がたびたび報告されています。残念ながら、結核は「過去の病気」との認識が、一般の方のみならず医療関係者にもあります。そのため、受診や診断の遅れから、周囲の人に感染させる集団感染が発生しています。

感染拡大防止のため、2週間以上の長引く咳や痰・発熱などの症状出現の際には、結核を疑い診察をお願いいたします。

～結核の現状（宇都宮市）～

➤ 新登録患者数

本市の令和6年の新規登録患者数は30人で、人口10万人当たりの罹患率は5.9となっている。
(潜在性結核感染症を除く)

区 分	令和4年		令和5年		令和6年	
	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率
全 国	10,235	8.2	10,096	8.1	集計中	集計中
栃 木 県	112	5.9	135	7.1	※127	※6.7
宇都宮市	26	5.0	30	5.8	※30	※5.9

罹患率：1年間に発病した新規登録患者を人口10万人当たりで示した率

※暫定値

➤ 年齢別新規登録者（宇都宮市）

本市の年齢別新規登録者は、高齢者が半数を占めており、特に70歳以上が60.0%を占めている。
また、日本語教育機関に通う等、外国生まれの患者が30.0%を占めている。

(潜在性結核感染症を除く)

高齢者は特に、咳や痰・発熱などの症状が現れにくく、発見が難しくなっております。

医療機関において、直近でレントゲン撮っていない高齢者がいた場合は、結核健診をおすすめ下さい。また、乳幼児や高齢者、慢性疾患患者は免疫力が低いために感染や発病のハイリスク群となり、十分な注意が必要です。

➤ 年末現在登録患者数

本市の結核患者登録者数は令和6年末現在67人であり、人口10万人当たりの活動性患者数（治療中の患者）を表す有病率は4.3となっている。

(潜在性結核感染症を除く)

区 分	令和4年		令和5年		令和6年	
	患者数（活動性結核）	有病率	患者数（活動性結核）	有病率	患者数（活動性結核）	有病率
全 国	24,555 (6,782)	5.4	22,426 (6,794)	5.5	集計中	集計中
栃 木 県	311 (78)	4.1	268 (89)	4.7	※259 (93)	※4.9
宇 都 宮 市	89 (19)	3.7	75 (24)	4.7	※67 (22)	※4.3

有病率：年末時の活動性結核患者総数を人口10万人当たりで示した率

※暫定値

年末現在登録患者数および有病率は令和6年末現在が最新の情報となります。

結核患者の届出について



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）第１２条の規定により、医師は、結核と診断した場合は、直ちに保健所に届け出てください。

また、感染症法第５３条の１１第１項の規定により結核患者が入院・退院した場合には、７日以内に保健所に届け出てください。

1 届出内容

届出様式	届出者	届出基準	期限
結核発生届【様式 2-2】	診断した医師	裏面参照	直ちに
結核患者（入院・退院） 届出票【様式 20】	病院管理者	結核患者が入院したとき、又は 入院している結核患者が退院し たとき	7日以内

2 届出方法

平日 開庁時間 (8:30~17:15)	① 宇都宮市保健所保健予防課に結核発生届を記入した旨、 電話をしてください。 電話 626-1115 ② 「結核発生届」（別記様式2-2）をFAXし、原本を送付してください。 FAX 626-1133
休日・ 平日夜間 (17:15~8:30)	①宇都宮市役所代表番号に電話をしてください。 電話 632-2222 ※平日夜間：17:15~8:30、休日：24時間 ②警備員へ「結核の届出」のため担当者と連絡をとりたい旨を伝えてください。 折り返し担当からご連絡いたします。

※ 結核発生届出等を保健所で受理後、保健所担当者から届出内容の確認と「結核医療費公費負担申請書・診断書」の記入等についてご連絡いたします。ご協力お願いいたします。

結核の届出基準（抜粋）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

（平成18年3月8EJ 健感発第030800 1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知，平成19年6月7日健感発第0607001号により一部改正）より

○ 患者（確定例）

医師は、結核の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から結核が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、結核患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

ただし、病原体及び病原体遺伝子の検出検査方法以外による検査方法については、当該検査所見に加え、問診等により医師が結核患者であると診断するに足る判断がなされる場合に限り届出を行うものである。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

鑑別を必要とする疾患は、他の原因による肺炎、非結核性抗酸菌症、肺癌、気管支拡張症、良性腫瘍等である。

○ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が結核の臨床的特徴を呈していないが、次の表の画像検査方法以外の左欄に掲げる検査方法により、結核の無症状病原体保有者と診断し、かつ、結核医療を必要とすると認められる場合（潜在性結核感染症）に限り、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

5歳未満の者においては、この検査方法で病原体保有の確認ができない場合であっても、患者の飛沫のかかる範囲での反復、継続した接触等の疫学的状況から感染に高度の蓋然性が認められる者に限り、届出を行うこと。

○ 疑似症患者

医師は、結核の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から、結核の疑似症患者と診断するに足る高度の蓋然性が認められる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

疑似症患者の診断に当たっては、集団発生の状況、疫学的関連性なども考慮し判断する。

○ 感染症死亡者の死体

医師は、結核の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、結核が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、結核により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

○ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、結核の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、結核により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
塗抹検査による病原体の検出	喀痰、胃液、咽頭・喉頭ぬぐい液、気管支肺
分離・同定による病原体の検出	胞洗浄液、胸水、膿汁・分泌液、尿、便、脳
核酸増幅法による病原体遺伝子の検出	脊髄液、組織材料
病理検査における特異的所見の確認	病理組織
ツベルクリン反応検査（発赤、硬結、水疱、壊死の有無）	皮膚所見
リンパ球の菌特異蛋白刺激による放出インターフェロン γ 試験	血液
画像検査における所見の確認	胸部エックス線画像、CT等検査画像

届 生 発 核 結

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) () -

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検案）した者（死体）の類型				
・ 患者（確定例） ・ 無症状病原体保有者 ・ 疑似症患者 ・ 感染症死亡者の死体 ・ 感染症死亡疑い者の死体				
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(0歳は月齢)	6 当該者職業
	男・女	年 月 日	歳（ か月）	
7 当該者住所				
電話（ ） －				
8 当該者所在地				
電話（ ） －				
9 保護者氏名	10 保護者住所 （9、10は患者が未成年の場合のみ記入）			
	電話（ ） －			

病 型					1 8 感染原因・感染経路・感染地域	
1) 肺結核 2) その他の結核 ()					①感染原因・感染経路 (確定・推定)	
11	・せき ・たん ・発熱 ・胸痛				1 飛沫核・飛沫感染 (感染源の種類・状況 :	
症	・呼吸困難					
	・その他 ()					
状	・なし					
12	・塗抹検査による病原体の検出					
	検体 : 喀痰・その他 ()				2 その他 ()	
	・分離・同定による病原体の検出					
	検体 : 喀痰・その他 ()				② 感染地域 (確定・推定)	
	・核酸増幅法による病原体遺伝子の検出				1 日本国内 (都道府県 市区町村)	
	検体 : 喀痰・その他 ()				2 国外 (国)	
	・病理検査における特異的所見の確認				詳細地域)	
	検体 : ()					
	所見 : ()				1 9 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療の	
	・ツベルクリン反応検査				ために医師が必要と認める事項	
	(発赤・硬結・水泡・壊死)					
	・リンパ球の菌特異蛋白刺激による放出インター					
	フェロング試験					
	・画像検査における所見の確認					
	()					
	・その他の方法 ()					
	検体 ()					
	結果 ()					
	・臨床決定					
	()					
1 3	初診年月日	令和	年	月	日	
1 4	診断 (検査 (※)) 年月日	令和	年	月	日	
1 5	感染したと推定される年月日	令和	年	月	日	
1 6	発病年月日 (※)	令和	年	月	日	
1 7	死亡年月日 (※)	令和	年	月	日	

この届出は診断後直ちに行ってください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。

(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(＊)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

＜この届出は、7日以内に行ってください＞

結核患者（入院・退院）届出票

栃木県宇都宮市保健所長 様

報告年月日 年 月 日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の11の規定により、以下のとおり届け出ます。

医療機関所在地 _____

医療機関名 _____

管理者氏名 _____ 印

1 入院、退院ともに記入してください。

患 者	氏 名	
	住 所	
世帯主の氏名		
病 名		

2 入院の場合、記入してください。

入院年月日	年 月 日
-------	-------------

3 退院の場合、記入してください。

退院年月日	年 月 日				
退院時の状況	軽快 治癒 その他 ()				
最終X線検査	年 月 日撮影				
学会分類	(r 0 b) (I II III p0 H Op IV V) (1 2 3)				
菌検査	採取時期	検体の種類	結果		
			塗抹	培養	PCR等
	年 月 日	喀痰・その他 ()	+ -	+ - 検査中	+ -
	年 月 日	喀痰・その他 ()	+ -	+ - 検査中	+ -
菌検査	年 月 日	喀痰・その他 ()	+ -	+ - 検査中	+ -
	年 月 日	喀痰・その他 ()	+ -	+ - 検査中	+ -
退院後の予定	外来治療 転院 (医療機関名)				

備 考	
-----	--